

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 2 日現在

機関番号：33917

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2014

課題番号：25780079

研究課題名(和文) フランスにおける各種契約の一般理論の検討を通じた我が国の非典型契約論の考察

研究課題名(英文) The consideration of the theory for new contracts through the examination of general theory of each contracts in france

研究代表者

都筑 満雄 (TSUZUKI, Mitsuo)

南山大学・法学部・准教授

研究者番号：50366986

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究により、第一に、フランスにおける各種契約の一般理論の考察を通じて、フランス契約法の特質や各種契約の一般理論のあり方を明らかにし、第二に、具体的な中間理論の例や非典型契約の規律の新しいあり方を明らかにした。これにより、新種の契約を含む非典型契約に既存の民法典のルールにより対応する方途が明らかにされ、このことは非典型契約の研究にとって少なからぬ意義を有するものと思われる。また集団的損害に関するフランス語の報告をパリの国際学会において行った。同報告は日本法の国際的発信という点でも意義を有するものであった。

研究成果の概要(英文)：Due to this study, primarily, I indicated the characters of french contract law and the forms of general theory of each contracts in france through the examination of the general theory of each contracts in france. Secondly, I discovered the exemples of these general thories and the new forms of rules for new contracts. As a result of it, I pointed out the way to apply the rules for the existing contracts in civil code to new contracts. This is extremely important for the study of new contracts in Japan. The third, I made a presentation in french about class actions in France and in Japan at University of Paris 2. It was significant for the transmission of japanese law to the international law community.

研究分野：民法、消費者法、フランス法

キーワード：各種契約の一般理論 フランス契約法の特質 非典型契約論 混合契約論 集団的消費者被害 請負契約

1. 研究開始当初の背景

(1) フランスにおいては、契約一般に適用される規律である契約の一般理論と各種の契約に適用される規律である各種契約の法との間におかれる、全ての契約にではなくても一定の契約に射程が及ぶ規律、いわゆる各種契約の一般理論が盛んに論じられており、同議論は近年のフランス契約法において最も重要な議論の一つとなるに至っていた。こうした中間的な規律の形成が試みられるのは、実務における不断の新たな契約の出現と承認を背景に、しばしば特別法の制定を伴う各種契約に固有の規律が増大して、契約法規範の重心がこうして細分化特種化した各種契約の法に移行し、これが分散し散らばり見通しが悪く一貫性を欠くために、契約法規範の整序が大きな課題となっていたためであった。そして各種契約の一般理論の形成は、契約横断的な規範を再構成しようとするものであり、これは必然的に契約の性質決定論や契約の分類論など契約法とりわけ各種契約の法の分野の最重要の問題の多くに関わるものであった。そしてこのフランス契約法の最新動向とこれが各種契約の法の分野にもたらす変容の検討により、フランス契約法の構造と特質が明らかになるものと思われた。

他方でこの各種契約の一般理論は、ある問題について契約横断的な規律を抽出していることとするものであり、例えばこれを組み合わせることで不断に生ずる複雑な新たな無名契約への対応をも目指すものであった。ところで我が国においては新種の契約一般の処遇のあり方については非典型契約論の中のものばら混合契約論において論じられてきたが、同議論は近年まで発展させられることなくおかれていた。しかし近時においては非典型契約について個別の契約だけでなくこれ一般についてその処理のあり方を論ずる動きがあり、こうした中でフランスの各種契約の一般理論は混合契約論に対応する一面を有しており、これに新しい観点をもたらさうものと思われた。

以上がこのフランスにおける各種契約の一般理論全体についての総論的な考察をなす背景であったが、具体的な各種契約の一般理論のあり方について検討を進めうる次のような背景もあった。

(2) フランスにおいて形成された各種契約の一般理論の多くは請負契約に関するものであった。フランスにおいて請負契約は役務提供型の契約の広範なカテゴリーである。ここには様々な新種の混合的な契約が包摂され、こうした契約はしばしば、請負契約との性質決定をされながら、同時に、売買契約や委任契約、寄託契約などの規律が類推適用

などによりあわせて適用されていた。その結果ここには契約をまたいだ規律である各種契約の一般理論が見出されていたのである。またこれにより請負契約とこれらの契約との境界があいまいになることを受けて、フランスにおいて近時この広範すぎる請負契約のカテゴリーを再編しようとの動きも生じていた。この中には同じく所有権移転型の契約として売買契約と製作型の請負契約とを接近させる試みや個別の役務提供型の契約の上位にある総称的なカテゴリーとして請負契約を再編する試みなどが見られた。

こうした動向は我が国にとっても注目し値するものであった。というも現在も続いている民法(債権関係)改正論議においては、その重要なテーマとして請負契約を中心に役務提供型の典型契約(雇用、委任、寄託)の再編が論じられるとともに、準委任契約に代わる役務提供契約の受け皿規定を新たに設けることが論じられていたからである。これらには先のフランスにおける各種契約の一般理論の議論が参考になるとともに、請負契約の再編の議論がまさに対応する議論として少なからず参考になるものと思われた。

(3) 以上に加えて、フランスにおける各種契約の一般理論の考察は、より一般的に、法における一般法と特別法との関係の議論にも及びうものと思われた。近時フランスでは法の全分野において特に様々な分野における法典の形成等により各法分野が細分化特種化しそして独立する傾向にあり、こうして特別法が優位になるに及んで、一般法と特別法との関係が様々な分野において論じられている。したがって契約法における契約の一般理論と各種契約の法との関係だけでなく、より一般的な法における一般法と特別法との関係の考察は、我が国の様々な法分野の様々な議論にとって新しい視点を与える可能性を有するものと思われた。

2. 研究の目的

(1) 本研究は以下のことを明らかにすることを旨として行われた。

まずフランスにおける各種契約の一般理論について、これが影響を及ぼす性質決定論や契約の分類論、契約の一般理論と各種契約の法との関係などとともに、これを立体的に検討することで、フランス契約法の最新動向を紹介するとともに、これを通じてフランス契約法の構造と特質を明らかにする。

フランスにおける各種契約の一般理論は新種の複雑な契約への対応をも目指すものであったが、これを参考にして我が国の非典型契約論、とりわけ混合契約論に新たな観点をもたらす。

(2) 次に、各論的な考察として、フランスにおける請負契約の再編の議論を検討し、ここで得られた知見を、現在においても継続し

ている民法（債権関係）改正論議において当時検討されていた請負契約をはじめとする役務提供型契約の再編とその受け皿規定の創設に関する議論への比較法的な参考に供する。

（3）さらに、2013年9月10日、11日にフランスのパリ第2大学およびパリ第13大学において開催されたアンリ・カピタン協会主催の日仏民法セミナーにおいて報告する。ここで本研究の考察において得られた知見に基づいた報告を行う。

3. 研究の方法

（1）平成25年度は、主としてフランスにおける各種契約の一般理論とこれにより影響を受ける性質決定論や契約の分類論、契約の一般理論と各種契約の法との関係などを検討した。この総論的な考察にあたる研究には既に着手していたため、この研究をさらに深めてゆき、同年度中に論文を完成させることを目標とし、これを実現することができた。ここでの主たる検討の対象はこれらに関するフランスでの議論であり、またこれは様々な問題に及ぶものであった。したがって研究を進めるためには、これらに関する様々な仏語文献を購入することが必要となった。また雑誌等に掲載されている資料を参照するため、これらが本務校の図書館等に存在しない場合には、これを取り寄せたり、また母校である早稲田大学には雑誌等を含めたフランス法の文献が豊富であり、同大学の図書館のカードを保有しているため、東京への出張の際にこちらで文献のコピーを行った。

同年度は、これに加えて、以上の検討を踏まえた報告を、同年の9月10日、11日にフランスのパリ第2大学およびパリ第13大学でアンリ・カピタン協会等の主催で開催される日仏民法セミナーにて、行うことを目標とし、これを行うことができた。この報告をなすために、他の日本側報告者との間で前年度から通算して東京で5回研究会を行い（平成25年度は3回）、またフランス側の対照報告者との間でメール等を通じて検討を行った。したがって以上の報告を行うためには、報告自体を行うためのパリへの出張費用（8泊9日の滞在）、それに至るまでの5回の東京への出張費用、対照報告者との間の通信費が必要となった。なお前述のように東京出張の際にはもちろん、パリへの出張の際にも、本研究のために必要な文献や資料の収集もあわせて行った。

（2）平成26年度は、主としてフランスにおける請負契約の再編の議論を検討した。平成25年度の終わりころには同年度の目標をおおよそ達成することができていたため、既にこの検討に着手していた。この各論的考察について、平成26年度中に論文を完成させる

ことを目標としていた。またこれに続いて、このフランス法の議論の検討から得られた示唆に基づいて我が国の個別の非典型契約の検討を行い、これについても同年度中に論文をまとめることを目指していた。そしていづれについても、両検討をまとめた論文を同年度に公表することができたため、実現することができた。なお現在本研究で得られた示唆を基に、さらに別の我が国の個別の非典型契約、すなわちファイナンス・リースとライセンス契約の検討を行っており、こちらについても近いうちに論文を公表する予定である。また前年度の研究成果と同年度の研究成果をあわせて2回研究会で報告することを予定していたところ、これを行うことができた。以上の研究の対象は、主としてフランスにおける請負契約の性質決定とその再編に関する議論と、我が国の民法（債権関係）改正における役務提供型契約の再編とその受け皿規定の創設の議論と個別の非典型契約に関する議論であった。したがってこの研究を進めるためには、これらに関する仏語の文献と邦語の文献を購入することが必要であった。また雑誌等に掲載されている資料について、本務校にない場合には、取り寄せたり、2回の東京への出張の際に早稲田大学等にてこれらの収集を行った。

4. 研究成果

（1）平成25年度は、本研究の対象であるフランスの各種契約の一般理論について主として総論的な考察を行い、「フランス契約法における各種契約の一般理論の形成と展開」という論文を完成させた。ここでは、この各種契約の一般理論が論じられる原因として、フランスにおいて細分化特種化された各契約に固有のルールがより重要性を増して一般法が後退していることを、そしてその背景として、各法分野が法典化されることも相まって独立性を強めているなどのフランス法の特質があることを明らかにした。このフランスにおける各種契約の一般理論を我が国へ紹介することは、少なくともフランス契約法の最も重要な最新動向の紹介という意義を有している。この議論を我が国に紹介する先行業績は存在するもののこれが影響を与える議論も含めたまとめた検討はいまだなされていないからである。そしてこれを通じたフランス契約法の構造と特質の解明は、フランス契約法研究それ自体にとって、その最新の動向の紹介につきない少なからぬ意義を有するものと思われる。

あわせていくつかの契約に共通するルールであるこの各種契約の一般理論について、そのあり方を示した。これは、我が国において新種の契約に可能な限り民法のルールで対応するための基礎理論を構築するに当たり、少なからぬ示唆を与えるものである。こ

の研究を踏まえて書かれたのが、「混合契約論を見る視点」との論文である。ここでは我が国においてもこうした中間理論として所有権移転や他人のための事務処理といった作用についてのルールが見出されうることを示した。これはこうした中間理論を組み合わせることで混合契約を規律するという混合契約論の新たな規律のあり方を示すものである。非典型契約論の中心を占めていたこの混合契約論は近年においては少数の例外を除いてあまり論じられず、また同議論は主としてドイツ法に由来するものであった。しかし近時において非典型契約に関する様々な検討も現れている中で、このように新たにフランス法の検討から得られた示唆をもとに混合契約論を再考することは非典型契約論にとって少なからぬ意義を有するものと思われる。

以上に加えて、各種契約の一般理論は特別法の増殖とその独立化を原因とし、その一例として消費者法の発展が挙げられるところ、これについて、集団的消費者被害を受けての同法の発展に関する、Préjudice de masse : Pour le développement des actions menées par les associations de consommateurs (集団的損害 消費者団体訴権の発展のために)との仏語の報告を、フランスのパリ第2大学および第13大学において開催された日仏の民法学者によるシンポジウムである日仏民法セミナーにおいて行った。この報告に至るまでの日本側の報告者との間での議論やフランス側の対照報告者との間での議論、さらには当日のセミナーでの議論、これらを通じて得られた示唆は同報告と本研究にフィードバックされた。なにより、同報告とこれら議論は民法における日仏交流にささやかながら貢献をなすものであったと料する。これは問題への知見を深めるだけでなく、日本法の海外への発信という点でも少なからぬ意義を有するものであったと思われる。また同報告を発展させた、「集団的消費者被害の回復と不法行為法」との論文を発表した。

(2) 平成26年度は、各論的な研究として、フランスにおいて役務提供契約一般に相当する請負契約の性質決定、特に売買や寄託といった他の契約との区別に関する議論やこの広範な請負契約の近時における再編の議論を検討する論文である「フランスにおける請負契約の性質決定と再定位の議論に見る各種契約の一般理論と新たな契約の分類」を著わした。これにより、所有権移転や他人のために行為することといった作用に対応する規律である各種契約の一般理論が見出され、そしてこうした中間理論を明らかにしていくことで、過渡的にしろ、あとう限り民法典のルールにより非典型契約を規律する方が示された。これは中間理論の具体例を示すとともに、非典型契約の規律の新しい一つのあり方を明らかにする意義を有するもの

と料する。また各種契約の一般理論と合わせてこの議論を検討することは、我が国の民法(債権関係)改正において検討されていたこれらの規定に関する議論にとっても少なからず参考になる。これらのフランスの議論は再編や受け皿規定の一つのあり方を示すものであり、我が国において当時検討されていた受け皿規定はこのフランスにおける各種契約の一般理論の一つの発想源としていたようであり、それゆえにこそ同議論のさらなる検討が必要となるものと思われる。

また以上に加えて、今後の研究の展開として、現在、引き続き各論的な研究として、我が国のファイナンス・リースやライセンス契約を分析の対象にして、賃貸借のような貸借型の契約に見いだされる作用である利用の移転に対応する中間理論を明らかにするため、論文を著わしており、近々これを公表する予定である。

(3) 本研究期間全体を通じて実施した研究により、総論的な事柄として、フランスにおける各種契約の一般理論の考察を通じて、フランス契約法の特質や各種契約の一般理論のあり方、その理念系が明らかにされたうえで、各論的な事柄として、具体的な中間理論の例や非典型契約の規律の新しいあり方が示された。これにより、新種の契約を含む非典型契約に既存の民法典のルールにより対応する方が明らかにされ、このことは非典型契約の研究にとって少なからぬ意義を有するものと思われる。また一般法と特別法の関係という点で本研究に関連する、パリの国際学会において行った、集団的損害に関する報告は、フランスの研究者に好意的に迎えられ、日本法の国際的発信という点でも意義を有するものであったと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 7 件)

ミシェル・グリマルディ、都筑満雄(訳)、遺言の自由、慶應法学、32号掲載予定、2015、査読なし

都筑満雄、フランスにおける請負契約の性質決定と再定位の議論に見る各種契約の一般理論と新たな契約の分類(2・完) 混合契約論への示唆を求めて、南山法学、38巻1号、2015、pp135-193、査読なし

都筑満雄、フランスにおける請負契約の性質決定と再定位の議論に見る各種契約の一般理論と新たな契約の分類(1) 混合契約論への示唆を求めて、南山法学、37巻3・4号、2014、pp149-197、査読なし

都筑満雄、集団的損害、法律時報、86巻5号、2014、pp73-75、査読なし

都筑満雄、集团的消費者被害の回復と不法行為法 近時におけるフランス法の展開を参考に、名古屋大学法政論集、254号、2014、pp795-844、査読なし

都筑満雄、混合契約論を見る視点 各種契約の一般理論からの視座、民事研修、682号、2014、pp2-14、査読なし

都筑満雄、フランス契約法における各種契約の一般理論の形成と展開(3・完) 非典型契約論の考察に向けた予備作業、南山法学、36巻3・4号、2013、pp293-332、査読なし

〔学会発表〕(計 1 件)

都筑満雄、Préjudice de masse : Pour le développement des actions menées par les associations de consommateurs (集团的損害 消費者団体訴権の発展のために)、全体テーマ: Le préjudice entre tradition et modernité(損害論 伝統と現代)、日仏民法セミナー(アンリ・カピタン協会(フランス)ほか主催)、2013年9月11日、パリ第13大学、パリ(フランス)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

都筑 満雄 (TSUZUKI, Mitsuo)

南山大学・法学部・准教授

研究者番号: 50366986